

むかわ町工事入札に係る工事費内訳書提出要領

[平成27年4月1日むかわ町長決定]

(目的)

第1条 この要領は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第12条及び第13条の規定に基づく建設工事の入札に係る入札金額の内訳を記載した工事費内訳書（以下、「内訳書」という。）の提出について、必要な事項を定める。

(対象工事)

第2条 競争入札により行う全ての工事とする。

(内訳書の提出)

第3条 内訳書は、別記標準様式に準じ作成し、第1回目の入札時に入札書と同時に提出するものとし、再度入札になった場合は、提出は不要とする。

2 むかわ町長が告示日又は通知日に様式を示した場合は、その様式により提出すること。

3 提出された内訳書は、返却しない。

(入札の無効)

第4条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 内訳書が未提出又は未記入等の不備なもの

(2) 入札者の所在地、商号又は名称、代表者の職氏名及び工事名の記載のないもの

(3) 代表者又は代理人の押印を欠いたもの

(4) 鉛筆書き等により意思表示が不明瞭なもの

(5) 内訳書の合計金額と入札書の金額が同一でないもの

(6) その他、不備があるもの

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。